附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

2　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二号ニ中「又は審議官」を「、審議官又は参事官」に改める。

第十三条第一項第七号イ中「及び審議官」を「、審議官及び参事官」に改める。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫

行政機関職員定員令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名
国務大臣　内閣総理大臣　野田　佳彦

平成二十四年四月六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百二十号

行政機関職員定員令の一部を改正する政令

内閣は、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条及び第三条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表を次のように改める。

区分	定員	備考
内閣の機関	八八三人	うち、一五人は、特別職の職員の定員とする。
内閣府	一三、七一五人	うち、四七人は、特別職の職員の定員とする。
復興庁	一一八人	
総務省	五、二八〇人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
法務省	五二、五八六人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、七九六人は、検察庁の職員の定員とする。
外務省	五、七五七人	うち、一四八人は、特別職の職員の定員とする。
財務省	七一、五〇五人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
文部科学省	二、二〇四人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
厚生労働省	三二、二一四人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
農林水産省	一八、七四四人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
経済産業省	八、五二三人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
国土交通省	五九、七六三人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
環境省	一、五二一人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
防衛省	二一、七一三人	うち、二一、六八三人は、特別職の職員の定員とする。
合計	二九四、五二六人	

第一条第二項の表を次のように改める。

区分	定員	備考
宮内庁	一、〇一一人	うち、四七人は、特別職の職員の定員とする。
公正取引委員会	七九九人	事務総局の職員の定員とする。
国家公安委員会	七、七三六人	一　警察庁の職員の定員とする。 二　うち、二、〇七〇人は、警察官の定員とする。
金融庁	一、五四八人	
消費者庁	二七九人	

第一条第三項中「三六人」を「三五人」に改める。

第三条中「四、六八一人」を「四、五九三人」に改める。

附　則

（施行期日等）

1　この政令は、公布の日から施行し、改正後の行政機関職員定員令（以下「新令」という。）の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。

（定員の期間別の特例）

2　新令第一条第一項の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同項に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員	備考
内閣府	平成二十四年九月三十日までの間	一三、七四八人	うち、四七人は、特別職の職員の定員とする。
	平成二十四年十月一日から同年十一月三十日までの間	一三、七三〇人	うち、四七人は、特別職の職員の定員とする。
	平成二十四年十二月一日から同年十二月三十一日までの間	一三、七三一人	うち、四七人は、特別職の職員の定員とする。
復興庁	平成二十四年六月三十日までの間	一一二人	
	平成二十四年七月一日から同年七月三十一日までの間	一一七人	